

平成30年度

国民健康保険 特別会計決算

だれもが安心して
医療を受けられるように



9月議会において平成30年度の国民健康保険特別会計(国保会計)の決算が認定されましたので、市民のみなさまにお知らせします。

国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度など他の健康保険に加入している方を除くすべての方が加入することになっています。しかし、他の健康保険と比べると、高齢者の割合が高いことから医療費水準が高く、加入者の所得水準が低いといった構造的な問題を抱えています。

このため、平成30年4月から国民健康保険が都道府県単位化され、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、市町村は引き続き保険料の決定、賦課徴収、資格管理や保険給付などを行うことになりました。

平川市の国保の加入状況(平成30年度末)

平川市の総人口31,282人(平成31年3月末)に対し、一般被保険者および退職被保険者を合わせた国保の被保険者総数は、8,342人で加入率は26.7%(対前年度差0.8ポイント減)となっています。

決算の状況

平成30年度の国保会計の決算は、歳入が36億2,378万9千円(対前年度比17.5%減)、歳出が35億8,272万6千円(対前年度比15.3%減)でした。歳入歳出の収支差引き4,106万3千円のうち、4,100万円を基金に積み立てし、残額を令和元年度へ繰り越しました。

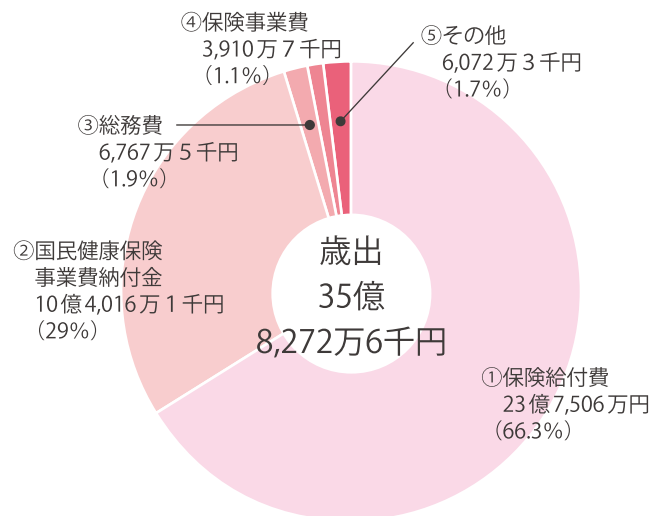
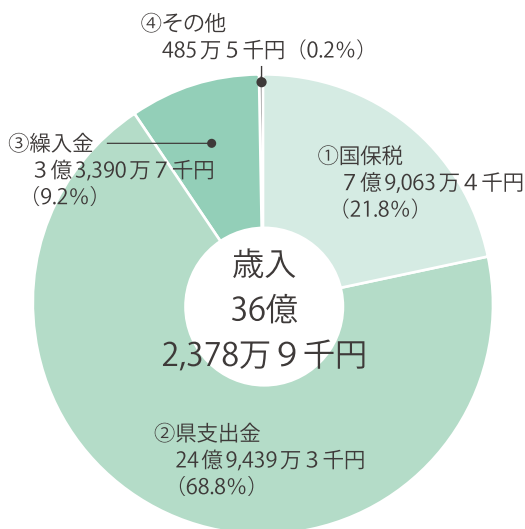
●歳入の主なものは、県支出金24億9,439万3千円(対前年度比116.9%増)で、国民健康保険の都道府県単位化により、交付金などが県支出金に一本化されたことから、下の円グラフのとおり歳入の約7割を占めています。

●国保税は7億9,063万4千円(対前年度比12.3%減)で、歳入の約2割を占めており、国民健康保険事業の大切な財源となっています。

●歳出の主なものは、医療費の支払いとなる保険給付費で23億7,506万円(対前年度比0.4%減)となり、歳出の7割近くを占めています。

●県に納める国民健康保険事業費納付金は10億4,016万1千円(対前年度比皆増)で歳出の約3割を占めています。県はこの納付金を財源として、市町村に医療費を全額交付しています。

平成30年度 国民健康保険特別会計決算状況



- ①国保税 国保加入者が納付した税金
- ②県支出金 県からの負担金・補助金
- ③繰入金 一般会計からの繰入金
- ④その他 手数料などの諸収入

- ①保険給付費 保険で給付した医療費、出産・葬祭費など
- ②国民健康保険事業費納付金 県の国保財政運営のための納付金
- ③総務費 国保事業運営の人員費、事務費など
- ④保険事業費 被保険者の健康増進のための事業費など
- ⑤その他 還付金など

医療費と国保税

●歳出の7割近くを占める保険給付費（医療費など）について、年間1人当たりの医療費（入院+入院外+歯科+調剤）は、全体（一般+退職）で1人当たり327万7,196円（対前年度差1万2,470円の増）となっています。1件当たりの診療費（調剤を除く）は、全体で2万5,196円（対前年度差932円の増）となっています。

●年間1人当たりの国保税額は9万3,419円（対前年度差1万4,390円の減）で、現年度分の収納率は、93.4%（対前年度差0.2ポイント増）となっています。

●決算状況の円グラフをみてわかるとおり、歳入では自主財源である国保税の占める割合が約2割であるのに対し、依存財源である県支出金や一般会計からの繰入金などが約8割を占めています。

医療費の適正化に向けて

●健康の維持増進

増え続ける医療費の適正化を図り、健全な国民健康保険財政を運営していくためには、一人ひとりが健康管理に努め、健康の維持増進を心がけていくことが必要です。



●ジェネリック医薬品で薬代の負担軽減

市では医療費の節減のため、低価格で、安全性や効き目は新薬と同等と認められているジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用を推進しています。医師や薬剤師と相談しながら、ジェネリック医薬品で薬代の負担を軽くしましょう。



●市保健師が訪問します

同じ病気での医者さんの掛け持ちや、受診日数が多い方を対象に、市保健師が健康に関する助言のため、訪問・指導を実施しますので、ご理解、ご協力をお願いします。



Medical Check up! 特定健診を 必ず受診しましょう



国民健康保険加入者の30歳から74歳までの方を対象に、特定健診を無料で実施しています。対象となる方には特定健診受診券（ピンク色の用紙。40歳～74歳のみ）を送付していますので、ご確認ください。

■特定健診とは

メタボリックシンドロームやその予備群の方を早期に発見し、特定保健指導による改善を行うための健診です。

■特定保健指導とは

特定健診の結果で、血圧・脂質・血糖のいずれか1つ以上と腹囲が基準以上になった場合、保健師による保健指導が行われます。特定保健指導では、対象者の日常生活の状態を聞きながら運動や食生活を中心とした改善をアドバイスします。

■特定健診を受けると

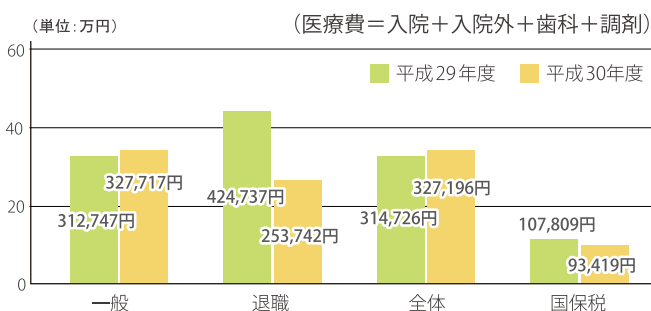
- ①健診結果に合わせた保健指導が受けられる
- ②保健指導で生活習慣改善ポイントがわかる
- ③毎年の受診で、継続した健康管理ができる
- ④病気を予防することで医療費を抑制できる

■年に1度は特定健診を

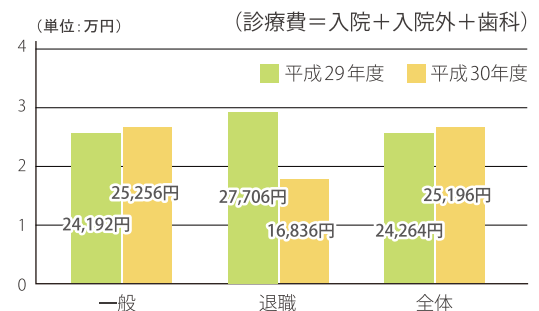
メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病は、気づかぬうちに進行します。年に1度の特定健診で、健康状態のチェックをしてください。

●問合せ／子育て健康課 健康推進係 ☎44-1111
(内線1141・1145・1146)

年間1人当たりの医療費と国保税



1件当たりの診療費



●問合せ／国保年金課 国保係 ☎44-1111 (内線1251・1252・1257)